

傷害特約 (無配当)

災害死亡 給付特約 (無配当)

傷害特約の特長としくみ

不慮の事故による死亡や身体障害状態を保障します。

不慮の事故*¹により180日以内に死亡・身体障害状態*²になられたときや、感染症*³により死亡されたときに保険金・給付金をお支払いします。

- *1 不慮の事故の範囲につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- *2 身体障害状態の範囲につきましては、裏面「傷害特約の障害給付金額」をご覧ください。
- *3 感染症の範囲につきましては、裏面「保障の対象となる感染症」をご覧ください。

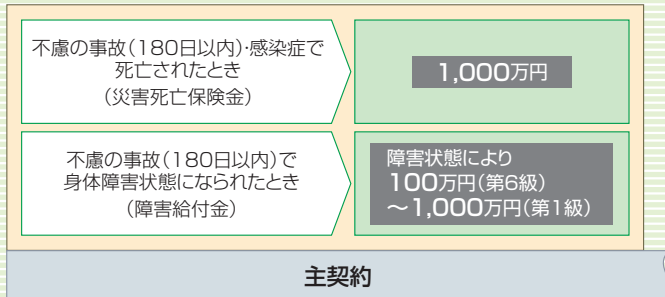
所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。

不慮の事故*¹により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態*²になられ、主契約の保険料のお払込みが免除されたときは、この特約の以後の保険料もお払込みが不要になります。

- *1 不慮の事故の範囲につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- *2 所定の身体障害の状態とは、裏面「傷害特約の障害給付金額」の第2級の9・11、第3級に該当する状態をいいます。

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときや、所定の障害状態・要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが不要となる保険料払込免除特約を主契約に付加された場合、この特約も保険料払込免除特約の保障の対象となります。

【特約保険金額1,000万円を付加した場合】



保険金・給付金のお支払事由

(詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受取りになる人
災害死亡保険金	不慮の事故(事故日から180日以内)や感染症が原因で、特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金・家族年金受取人(保険契約者と主契約の死亡保険金・家族年金受取人が法人の場合には保険契約者)
障害給付金	不慮の事故(事故日から180日以内)が原因で、特約の保険期間中に所定の身体障害状態になられたとき	主契約の被保険者*(保険契約者と主契約の死亡保険金・家族年金受取人が法人の場合は、保険契約者)

*予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が給付金を請求できないときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。

■障害給付金のお支払額は、障害の状態によって定まります(裏面参照)。また、災害死亡保険金をお支払いするときに、同一の事故を原因として既にお支払いした障害給付金がある場合は、そのお支払額を差し引いて災害死亡保険金をお支払いします。

災害死亡給付特約の特長としくみ

不慮の事故による死亡や高度障害状態を保障します。

不慮の事故*¹により180日以内に死亡・高度障害状態*²になられたときや、感染症*³により死亡・高度障害状態*²になられたときに保険金をお支払いします。

- *1 不慮の事故の範囲につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- *2 高度障害状態とは、裏面「傷害特約の障害給付金額」の第1級に該当する状態をいいます。
- *3 感染症の範囲につきましては、裏面「保障の対象となる感染症」をご覧ください。

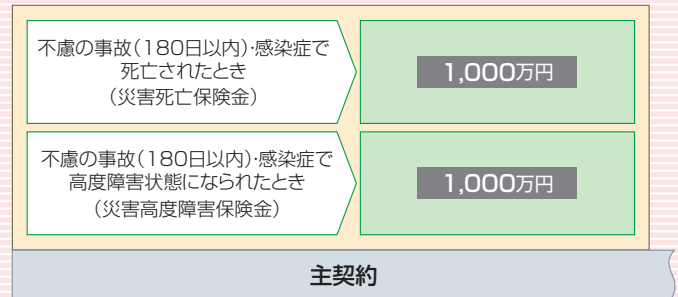
所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。

不慮の事故*¹により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態*²になられ、主契約の保険料のお払込みが免除されたときは、この特約の以後の保険料もお払込みが不要になります。

- *1 不慮の事故の範囲につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- *2 所定の身体障害の状態とは、裏面「傷害特約の障害給付金額」の第2級の9・11、第3級に該当する状態をいいます。

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときや、所定の障害状態・要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが不要となる保険料払込免除特約を主契約に付加された場合、この特約も保険料払込免除特約の保障の対象となります。

【特約保険金額1,000万円を付加した場合】



保険金のお支払事由

(詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受取りになる人
災害死亡保険金	不慮の事故(事故日から180日以内)や感染症が原因で、特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金・家族年金受取人
災害高度障害保険金	不慮の事故(事故日から180日以内)や感染症が原因で、特約の保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	主契約の被保険者*(保険契約者と主契約の死亡保険金・家族年金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

*予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が保険金を請求できないときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。

■いずれかの保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

ご契約に際して

▶ 傷害特約の障害給付金額

第1級(給付割合 100%)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

第2級(給付割合 70%)

8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

第3級(給付割合 50%)

12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

第4級(給付割合 30%)

18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指および第2指のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指および第2指を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
26. 10足指の用を全く永久に失ったもの
27. 1足の5足指を失ったもの

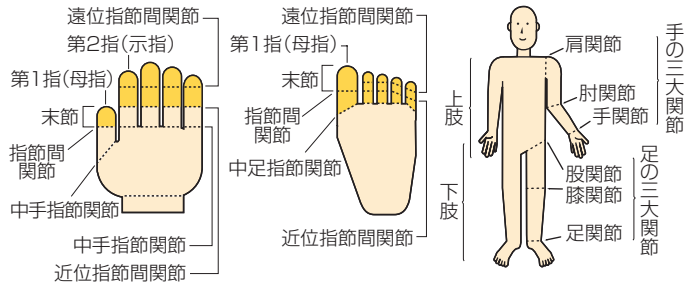
第5級(給付割合 15%)

28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
30. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったか、第1指もしくは第2指を含んで2手指を失ったかまたは第1指および第2指以外の3手指を失ったもの
31. 1手の第1指および第2指の用を永久に失ったもの
32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの
33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの
34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの
35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの
36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの

第6級(給付割合 10%)

37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの
39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの
40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指もしくは第2指を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったか、または第1指および第2指以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの
41. 1手の第1指および第2指以外の1手指または2手指を失ったもの
42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの
43. 1足の第1指を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの

身体障害略図



■ 黄色は手指または足指を示します。手指または足指を失った場合は図の黄色の部分、関節を失った場合は赤の部分を示します。

▶ 保険料払込方法

特約保険料の払込方法は主契約の払込方法(年払・半年払・月払・一時払のいずれか)と同一になります。

■ お払込みの際は所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。

■ 新規のご加入で、特別団体契約(月払)をご検討の方へ
新規のご加入のとき、この保険の個別扱・団体扱・集団扱保険料は特別団体扱保険料より割安となりますので、ご留意ください。

▶ 保障の対象となる感染症

保障の対象となる感染症とは、次の疾病をいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)

● ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、クーリング・オフ(お申込みの撤回)、告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、重要事項説明書(契約概要)は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、重要事項説明書(注意喚起情報)は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

● 保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている特約です。ソニー生命の保険種類のご案内には当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意しておりますのでご覧ください。

【生命保険募集人について】当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご希望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。【ご本人確認について】保険契約申込み時及び契約内容変更時(名義変更等)の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を確定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

▶ 傷害特約・災害死亡給付特約が付加できる主契約

- ・積立利率変動型終身保険
- ・修正払込方式終身保険(MOD3・MOD5・10・MOD25・10)
- ・無解約返戻金型準定期保険
- ・準定期保険
- ・準定期保険(喫煙リスク区分型)
- ・ニューエグゼクティブライフ
- ・ニューエグゼクティブライフ(喫煙リスク区分型)
- ・長期準定期保険(障害保障型)
- ・減定期保険
- ・家族収入保険
- ・養老保険
- ・5年ごと利差配当付養老保険
- ・変額保険(終身型・有期型・定期型)
- ・有期払込終身保険*
- ・ファミリー保険*
- ・減定期保険(喫煙リスク区分型)*
- ・家族収入保険(喫煙リスク区分型)*

*新契約での販売を停止しています。

■現在ご加入いただいているご契約に、この特約を中途付加することもできます(お取扱いにつきましては担当者へお問い合わせください)。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonylife.co.jp>

担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合もございます。
なお、お問い合わせの際は、保険証券等「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

■担当者欄に記載のない場合、取扱者はソニー生命保険株式会社(カスタマーセンター)となります。